



人権に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・江戸川区教育委員会の教育目標・基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約
- ・江戸川区子どもの権利条例
- ・江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例
- ・子ども基本法(R4 6月)
- ・いじめ防止対策推進法(H25)
- ・義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律(H28 略して確保法)

学校の教育目標

- よく考える子
- 心豊かな子
- じょうぶな子

目標策定の方針

児童の実態と調査  
保護者の願い  
地域住民の願い  
学校評議員会・地域連絡協議会からの意見

人権教育の目標

- ・自分の大切さと共に他の人の大切さを認めること。

目指す児童像

- ・互いを思いやり、協力し合っ  
て遊びや学習に取り組む児童

人権教育を通じて育てたい資質・能力

自他の価値を尊重しようとする意欲や態度を育てる。  
他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を育てる。

日常的な指導

規範意識の育成のための生活指導  
自尊心の形成のための学級経営  
豊かな人間関係づくりのための話し合い活動  
人権感覚育成のための道徳・特別活動の充実

教科等の指導

国語「伝え合う力」社会「公民的資質」  
算数「筋道を立てて考える力」  
特別の教科 道徳「思いやりの心をもつ」  
特別活動「協力してよりよい生活を築く」

学年・学級経営

- 1年 友だちと仲よくする子
- 2年 友だちと仲よくし、親切にする子
- 3年 友だちと仲良くし、助け合う子
- 4年 一人一人尊重し、協力し合って、明るく生活する子
- 5年 自分自身を大切にするとともに、相手の立場に立ち、その気持ちを考えることができる子
- 6年 命の尊さを知り、お互いの人格を認め、差別を許さない子

人権教育の年間指導計画のための方針

教科等の目標や内容を踏まえ、その単元や題材全体に関わる人権教育の視点を明確にした上で、指導計画に位置付ける。  
普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組を指導計画に位置付ける。  
各教科、特別の教科 道徳、外国語活動・外国語科、総合的な学習の時間、特別活動における内容について個別的な視点からの取組を中心に関連を明確にする。

教職員の研修

東京都教育委員会による研修会参加と校内伝達研修会実施  
年間研修計画の作成と校内研修  
学校の教育活動の常なる検証

校種間の連携

保幼小中の定期的な情報交換、相互の授業公開・随時の協議会・合同研修等、教職員間の交流を進める体制づくり

家庭・地域との連携

取組の様子や方針を発信し、保護者会や授業参観の折に人権に関わる内容を取り上げることで、共通理解を図り同じ歩調で指導できるよう協力を得る。